

FINMAC紛争解決手続事例（2024年7－9月）

証券・金融商品あっせん相談センター
（ F I N M A C ）

当センターにおいて実施した紛争解決手続（あっせん）事案のうち、2024年7月から9月までの間に手続が終結した事案は36件である。そのうち、和解成立事案が29件、不調打ちり事案が7件、一方の離脱事案等はなかった。
あっせんを実施した事案のうち、紛争区分の内訳は、＜勧誘に関する紛争31件＞、＜売買取引に関する紛争5件＞であった。

（注） 以下の内容は、当センターのあっせん手続きの利用について判断していただく際の参考として、当事者のプライバシーにも配慮しつつ、手続事例の概要として作成したものです。
なお、個々の事案の内容は、あくまでも、個別の紛争に関して、紛争解決委員の立会いの下で当事者間で話し合いが行われた結果であり、それが先例として他の事案にも当てはまる
という性格のものではないことに御留意いただく必要があります。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
1	勧誘に関する紛争	誤った情報の提供	仕組債	女	70代後半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者からトルコリラに関する仕組債を勧められた際、元本が保証された商品である旨の説明を受けた。同担当者には安全な商品以外は購入しないことを伝えていたため、勧められた本件仕組債がハイリスク商品であることを理解していなかった。想定される損失や各種リスクを十分説明されることなく購入し、多大な損失を被った。被った損害約1,400万円の賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 申立人は、被申立人及び他の金融商品取引業者との間で、長年に亘り金融商品取引を行う投資経験豊富な投資者である。本件仕組債は、申立人が利回りの好い商品を希望したことから被申立人担当者が提案したものであり、同担当者は、商品概要説明書等に基づいて商品内容及びリスク等の説明を行っており、元本が保証された商品であるとの説明は行っていない。申立人は自らの判断で購入しており、被申立人の勧誘行為に問題はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約250万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 本件取引において、申立人が受領書及び確認書に署名捺印していることは確認できるものの、被申立人担当者の申立人に対する勧誘時に、本件仕組債が元本保証された商品であるとの誤解を招く説明が行われた可能性があり、説明内容も申立人の投資経験等に沿ったものであったのか、また、本件仕組債が申立人の投資意向に照らして適切な商品であったのかは、いずれも疑義がある。これらの事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。
2	勧誘に関する紛争	誤った情報の提供	上場株式	男	50代後半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から株式銘柄の見通しについて説明され、説明内容を信じて株式を購入し、損害を被った。購入後、同担当者の説明内容は事実と異なることが判明したため、被った損害約200万円の賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者が申立人に説明した内容は、著しく事実と異なるものではないと考える。請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約120万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 申立人による株式の買付け及び買付直後の株価下落について、その原因の全てを被申立人担当者の説明内容によるものとすることはできないものの、本件における事情を総合的に勘案し、紛争を円満に解決するため、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
3	勧誘に関する紛争	説明義務違反	株式投信	女	80代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、保有していた国債を売却し、投資信託を買い付けるように勧められ、言われるままに取引し、損害を被った。申立人は投資信託の知識や投資経験がなかったにもかかわらず、同担当者はリスク等を申立人が理解できるように説明しなかった。被った損害約250万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は、他の金融商品取引業者との間で株式及び投資信託の取引経験を有している。本件取引は、被申立人担当者が商品資料等に基づき、丁寧かつ具体的に商品内容及びリスクを説明しており、申立人が高齢であることに配慮して、面談を複数回重ねた上で、投資意向を確認し、購入に至っている。申立人に対する勧誘に問題はなく、申立人の主張に理由はない。請求に応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が被申立人のガイドラインに沿って申立人に勧誘していることは確認できるが、本件投資信託は申立人の投資意向及び投資経験に照らして適切な商品であったといえるのか、また、同担当者による説明は、申立人の顧客属性に沿って十分に行われていたかについては判断としない部分がある。双方の主張に隔たりはあるものの、本件紛争を長期化させることなく、迅速かつ円滑な解決を図るために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。
4	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められたので購入し、多大な損害を被った。同担当者は、申立人の知識、投資経験及び財産の状況等に照らすと、明らかに過大なリスクを伴う本件仕組債を積極的に勧めた。勧誘時の説明は、交付された書面の一部のみであったため、申立人は商品の仕組み及びリスクを十分に理解できないまま購入した。被申立人の説明義務違反等を理由に被った損害約4,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 過去に、申立人は、本件仕組債と同種の仕組債を複数回に亘り取引した経験を有している。本件取引は、金利の高い商品で運用したいとする申立人の投資目的に沿って、被申立人担当者が本件仕組債を提案し、各種説明資料を交付し、商品性及びリスク等を十分説明している。申立人は自らの判断で購入しており、被申立人に説明義務違反等の法的責任は存在しない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約800万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が過去に同種の仕組債を取引した際はノックインしなかったことから、本件仕組債のリスクを十分に理解しないまま取引を行っていたことが窺える。被申立人担当者は、申立人の投資経験について正確に把握していなかったうえ、本件仕組債のリスク等に係る説明が不十分であったと思われる。これらの諸事情に鑑みて、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが望ましい。
5	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関係する仕組債を勧められ、購入し、損害を被った。同担当者は、投資初心者の申立人が理解できるように、本件仕組債が複雑かつハイリスクな商品であることを説明することなく、金融資産の半分に当たる金額で購入させた。被申立人の説明義務違反及び適合性原則違反を理由に、被った損害約550万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 過去に、申立人は為替リスク等のある金融商品への投資経験を有している投資者である。本件取引は、被申立人担当者が申立人の投資意向に沿って本件仕組債を提案し、商品概要説明書等を用いて商品内容及びリスクを説明したところ、申立人が理解を示し、購入している。被申立人に説明義務違反及び適合性原則違反はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人に対して行った本件仕組債の勧誘は、説明義務違反及び適合性原則違反といった法的責任が認められるとまではいえないものの、申立人が投資経験豊富とはいえないことには十分に配慮すべきであった。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
6	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からブラジルレアルに関係する仕組債を勧められ購入し、損害を被った。勧誘時に商品内容及びリスク等を十分説明されていない。被った損害約120万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が他の金融商品取引業者で運用していた投資信託保有を別の商品で運用することを検討していたため、被申立人担当者は被申立人の取扱い商品を案内したところ、申立人が本件仕組債の取引を希望した。同担当者は、リーフレット等に基づき商品内容及びリスク等の必要な説明を行っており、申立人はリスクを理解し購入している。被申立人に説明義務違反等はないことから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約35万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は一定の投資経験及び金融資産を有していることが認められるが、被申立人担当者の本件仕組債に係る説明状況等を見ると、申立人のリスク理解度についての確認が十分であったとはいえないことが伺われるうえ、本件仕組債及び購入金額が申立人に適合していたのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
7	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者に対し、これ以上、仕組債は購入したくない旨を伝えていた。しかし、同担当者から執拗に仕組債を勧められた。リスクがゼロである旨の説明を信じて購入し、多額の損害を被った。被申立人は、私に無断で投資方針を安定重視から値上り益重視に変更し、収入が減少した旨の報告を行ったにもかかわらず、必要な変更をしなかった。被った損害約5,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、「前任担当者に仕組債を提案されて断ったが、断らなければよかった」旨を申立人から聞いていたため、本件仕組債を含む3種類の仕組債を提案した。提案の中から申立人自身が本件仕組債を選択したものである。本件仕組債の購入に際し、同担当者は申立人に十分説明しており、申立人が理解したことを確認している。申立人の投資方針等は、申立人に確認したうえで変更している。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年7月、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続きを打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。
8	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から米国株式を参照する仕組債を勧められ、購入し、多大な損害を被った。同担当者には「使用目的のある資金で投資に使うことはできない」旨を伝えていたが、執拗に本件仕組債を勧められ、「絶対に大丈夫」と言われたため、信用して購入した。本件仕組債がハイリスクな商品であることを理解できるような説明は、同担当者から行われなかった。被った損害約2,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は被申立人に口座開設後、国内株式、米国株式、外国債券及び投資信託を取引しており、仕組債も何度も取引している投資経験豊富な投資者である。本件仕組債は、申立人の投資意向に応じて被申立人担当者が提案した。商品の仕組み、各種リスク及び想定損失額等を説明した上で、申立人が自らの判断で契約している。申立人の主張する事実はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約150万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人に対して本件仕組債を勧誘した際、商品の仕組み及びリスクを説明していることが伺われるとともに、申立人の理解力も問題があるとはいえない。しかしながら、本件仕組債がハイリスクな商品であることからすれば、同担当者が申立人の投資資金は別途使用目的のある資金であることを聞いていたこと、さらに申立人の被申立人口座における保有金融商品のうち、仕組債の比率が5割程度占めていることを鑑みると、本件仕組債が適切な商品であったか判断としない部分がある。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
9	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 申立人が保有していた仕組債の損失が確定した際、被申立人担当者から当該損失を挽回するための良い商品があると勧められ、二度に亘りトルコリラ建て仕組債を購入したところ多大な損害を被った。トルコリラ建て仕組債を勧めた被申立人に対して、トルコリラ建て仕組債の取引で被った損害約2,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は豊富な投資経験を有しており、仕組債も複数回に亘り取引をしているため、仕組債がハイリスク商品であることを十分に理解していた。両トルコリラ建て仕組債取引は、申立人から投資相談を受けた被申立人担当者が、申立人の投資意向に沿ってトルコリラ建て仕組債を提案したものであり、申立人の主張するような損失挽回を目的として提案したものではない。被申立人に適切な勧誘を行った事実は認められず、申立人が自らの判断により取引を行っていることから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約45万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして、被申立人の勧誘行為について不適切性は認められない。しかしながら、双方の主張に隔たりはあるものの、本件紛争を長期化させることなく、迅速かつ円滑な解決を図るために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。
10	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、安心な商品である旨とメリットを強調した説明を受けた。商品性やリスクを十分説明されることなく、購入し、損害を被った。被った損害約2,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人担当者は申立人に本件仕組債の商品概要やリスク等を説明しており、申立人は本件仕組債の商品性やリスクを理解し、購入した。申立人は他の金融機関で長期に亘り投資信託を運用しており、本件仕組債購入時には、リスクの高い金融商品の購入経験も有していた。請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約400万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の投資経験や保有金融資産を踏まえると、本件仕組債の購入に関しては、一定の適合性は有していたものとする。しかしながら、申立人が本件仕組債の購入に至る経緯について、被申立人担当者からの勧誘後、早々に本件仕組債を購入していること、本件仕組債に関する申立人への説明内容や申立人の理解度の確認が十分とはいえないこと等を踏まえると、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
11	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、言われるままに購入し、多大な損害を被った。申立人は金融商品の取引経験がなく、知識も乏しかった。同担当者から「大丈夫」と言われて信用して取引した。リスクの高い商品であると十分説明されなかった。被申立人の説明義務違反により被った損害約1,400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は新興国通貨に関係する仕組債及び投資信託の投資経験があり、金融商品に投資した際は元本保証がなく、損失が発生し得ることを十分に認識していた。被申立人担当者は、余裕資金で運用したいとの申立人の意向を受け、複数の商品を提案したところ、申立人が自ら比較検討したうえで、本件仕組債の購入に至っている。勧誘時に、同担当者は「大丈夫」とは一切発言していない。被申立人に不適切な勧誘を行った事実は認められず、申立人の主張は事実に基づくものではない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして、被申立人の勧誘行為が不適切であったとは認められないが、申立人は一定の投資経験はあるものの、高齢であることから、本件仕組債のリスクを正確に理解しないままに取引を行った可能性は否定できない。これらの諸事情を踏まえ、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
12	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、言われるままに購入し、損害を被った。投資経験の浅い申立人の代表者が本件仕組債の商品性及びリスクを十分理解できるように、同担当者が説明しなかったため、同代表者は大幅な損失を被るような商品であると認識していなかった。被った損害約4,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人の代表者から既に保有している仕組債と同種の商品で運用したいとの要望を受けたため、本件仕組債を提案した。同担当者がリーフレット等に基づき商品性及びリスクを説明したところ、申立人は、保有する仕組債と似ていること、ハイリスクではあるがその分金利が魅力的であること等、本件仕組債を十分に理解し購入している。被申立人の説明義務は尽くされていることから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,000万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人代表者は一定の投資経験及び金融資産を有しているものの、被申立人担当者は同代表者の投資意向の確認や本件仕組債の商品内容及びリスクに係る説明が不十分であったことから、同代表者のリスク理解度が不足していたと考えられ、さらに本件仕組債のようなハイリスク商品が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。 申立人である当該法人の経営者(50代後半男性)からの同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約2,000万円)は、約750万円の支払いで和解した。
13	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められて購入し、損害を被った。申立人は同担当者に対して元本を減らす取引はしたくない旨を伝えていた。同担当者から本件仕組債のリスク等を十分説明されなかったため、申立人は本件仕組債がリスクの高い商品であると理解することなく購入した。被った損害金約200万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者が、申立人に被申立人が取扱う商品を案内したところ、積極的に値上がりする商品で運用したいとの意向であった。このため、リーフレット等に基づき本件仕組債の商品内容及びリスクを説明した。申立人はリスク等を十分に理解して購入しており、被申立人における説明義務は尽くされている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約90万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は一定の投資経験及び金融資産を有しているものの、被申立人担当者は申立人に本件仕組債の商品内容及びリスク等に係る適切な説明を行っておらず、さらに申立人のリスク理解度及び適合性の確認が十分であったのか、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかについては疑念が残る。その他の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。 申立人の家族1名(70代後半女性)からの同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約200万円)は、約90万円の支払いで和解した。
14	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	80代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められて購入し、損害を被った。申立人の投資経験は国債のみであり、金融商品の知識も乏しかったにもかかわらず、同担当者は本件仕組債が高利回りであることばかりを強調して、ハイリスクな商品であることを申立人が理解できるように説明しなかった。被った損害約180万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は、長年、他の金融商品取引業者において債券及び投資信託の取引を行っていることから、リスク性商品を十分理解できるだけの知識を有していた。被申立人担当者は、申立人から高金利商品で運用したいとの投資意向を聞き、本件仕組債を提案した。申立人が興味を示したため、同担当者はリーフレット等に基づき高金利商品には相応のリスクがあることや元本保証の商品ではないこと等を説明しており、申立人がリスク等を理解したことを確認のうえで契約している。被申立人に説明義務違反等はないことから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約70万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は高齢である申立人の投資経験について十分な確認を行わないまま本件仕組債を勧めており、さらに申立人のリスク理解度についての確認が不足していたことが窺われるうえ、本件仕組債及び購入金額が申立人に適合していた商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
15	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、言われるままに購入し、損害を被った。取引経験のない申立人は、同担当者から本件仕組債は元本割れする可能性が限りなく低い等の良いことばかりを言われて購入した。仕組債は、商品性が複雑で、リスクの高い商品であることを十分説明されなかった。被った損害約170万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は長年に亘り他の金融商品取引業者と複数の投資信託の取引を行っている投資者である。本件取引は、被申立人担当者が投資信託以外の商品で運用したいとの申立人の意向を聞いたため、取扱商品を紹介したものである。申立人が高利回りの本件仕組債に興味を示したため、販売説明資料等に基づき商品性及びリスク等を説明したうえで、申立人は自らの判断で購入している。被申立人の説明は尽くされており、申立人はリスクを十分に認識し取引を行っている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は申立人の投資意向を十分に確認しないまま本件仕組債を紹介しており、リスクに係る説明が不十分であった可能性が高いことや、確認書等の徴求手続きにおいても不備があった可能性があること等を踏まえると、申立人のリスク理解度及び適合性の確認を十分に行っていたのか疑念が残る。これらの事情を勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
16	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められるままに仕組債を購入し、損害を被った。同担当者は本件仕組債の商品内容及びリスクを、知識の乏しい申立人が理解できるように説明せず、過大なリターンが保証されるかのような説明を行った。被った損害約1,700万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件取引の以前から、申立人は新興国通貨に関する商品及び複数の仕組債等リスク商品に投資しており、高額な利益を得た取引もある。被申立人担当者は、申立人が投資経験豊富なため、本件仕組債を提案することに問題はないと考え、商品内容及びリスクを丁寧に説明したところ、申立人は元本毀損のリスクがあること等に理解を示したうえで、自らの判断で購入している。被申立人に説明義務違反等の違反行為はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 双方からの聴取及び提出資料を確認したところ、被申立人に法令等違反行為があったとまではいえないが、本件仕組債がリスクの高い複雑な商品であることに鑑みれば、申立人が真にリスク等を理解していたのかは疑問が残る。被申立人においてより詳細な説明を行うべきであったと思われる。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが相当である。
17	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められた。過去のトルコリラ・日本円為替レートの状況から見て、これ以上トルコリラが大きく下がる可能性はない旨の説明を受け、商品性やリスクを十分説明されないまま購入、損害を被った。被った損害約550万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人担当者は申立人に本件仕組債の商品概要やリスク等を説明しており、申立人は本件仕組債の商品性やリスクを理解したうえで購入した。本件仕組債は、申立人自身の判断により購入したものであり、本件仕組債における損失は、申立人の思惑とは異なる結果となったというべきものである。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約80万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人は、申立人の投資意向を十分に確認しないまま、本件仕組債を勧誘していることや、本件仕組債の勧誘に際し、申立人の判断を誤らせるような説明を行った可能性があること等を踏まえると、申立人に対する本件仕組債のリスクに関する理解度及び適合性の確認が十分であったのか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
18	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関係する仕組債を勧められて購入し、損害を被った。仕組債の取引経験がない申立人は、本件仕組債に元本割れのリスクがあることは認識はしていたものの、同担当者から良いことばかりを言われ、これほどまでリスクの高い商品であることを理解しないまま購入した。被った損害約900万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は長年に亘り投資信託で運用していたが、利回りが高く、定期的に利息が得られる商品で運用したい旨の投資意向を被申立人担当者に示したため、同担当者が複数の商品を紹介した。申立人が本件仕組債に興味を示したため、同担当者は契約締結前交付書面等に基づき、商品内容及び各種リスクを説明した。本件仕組債はリスク商品で運用していた申立人に理解困難な商品ではなく、申立人が商品性及びリスク等を十分に理解し、自らの判断で購入している。被申立人に説明義務違反等はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は、申立人の投資意向を十分に確認しないまま本件仕組債を紹介したことや、本件仕組債に係る最大損失額等のリスクを十分説明していない可能性がある等、申立人の適合性やリスク理解度の確認が十分であったか疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが望ましい。
19	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関係する仕組債を勧められ購入し、損害を被った。本件仕組債を勧められた際、同担当者から絶対に大丈夫であること、利益が出ることばかりを言われた。商品内容及びリスクを十分理解できるような説明はなかった。被った損害約900万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は被申立人に口座開設後、複数の国内株式及び外国株式の取引を行っている等、投資に意欲的であり、リスク商品についての理解度が高く、自ら主体的に判断して取引を行っている。本件取引において、被申立人担当者は申立人の主張するような発言はしておらず、本件仕組債の商品内容及びリスクを丁寧に説明している。被申立人に説明義務違反等は認められない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 双方の主張及び提出された資料に照らすと、被申立人担当者において説明義務違反等の違法行為があったと判断することはできない。しかしながら、同担当者は申立人が被申立人に口座開設してから約3か月後に複雑な商品である本件仕組債を提案しているが、申立人は投資経験の浅さに起因して正確にリスクを理解していなかったと思われ、また、購入にあたり、より熟慮する機会を与えられるべきであったと考えられる。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。
20	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関係する仕組債を勧められ、言われるままに購入し、損害を被った。申立人は投資経験が乏しく商品知識もなかったため、同担当者に元本割れしない方法による運用を求めていた。本件仕組債の商品内容やリスクが高い商品であることを十分説明してもらえなかった。被った損害約300万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は他の金融商品取引業者において投資信託等の取引を行っていた。被申立人にトルコリラに関係する仕組債の説明を申立人が求めたため、被申立人担当者が本件仕組債を含む取扱商品を紹介したところ、申立人は高利回りの本件仕組債に興味を示した。同担当者は、契約締結前交付書面等に基づき、商品内容及びリスクを説明しており、申立人自らが判断して購入している。被申立人の説明義務は尽くされており、申立人は本件仕組債のリスクを十分に認識のうえで取引を行っている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約60万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者において、申立人の投資意向及びリスク許容度の確認手続について不備があった可能性があること、また、本件仕組債の提案を前提とした勧誘を行っていた可能性があること等を踏まえると、本件仕組債及び購入金額が申立人に適合した取引であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが相当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
21	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められて購入し、多大な損害を被った。申立人代表者の金融商品知識が乏しいにもかかわらず、同担当者が本件仕組債の商品内容及びリスクを十分説明しなかったことから、申立人代表者はこのようなリスクの高い商品であることを理解しないまま購入してしまった。被った損害約6,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人代表者に対して、契約締結前交付書面等の関係書類に基づいて商品内容及びリスクを説明している。過去に同類の仕組債取引経験がある申立人代表者は、本件仕組債の商品性やリスクの高い商品であることを理解のうえで契約に至っている。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年7月、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員はあっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。
22	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、「将来に向けて資産を増やさないか」と仕組債及び外国債券を勧められて複数購入し、多大な損害を被った。同担当者は投資経験の乏しい申立人に対し、次々と仕組債及び外国債券を勧めた際、元本が大きく割れるようなリスクの高い商品であることを申立人が理解できるように説明しなかったが、申立人は被申立人のことを信用して購入してしまった。被った損害約3,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 口座開設以降、申立人は仕組債、外国債券及び投資信託等の取引経験を有しており、特に仕組債を中心に投資経験を積み重ねていた。本件各商品は、被申立人担当者が提案した商品に申立人が関心を示したため、商品内容及びリスクを十分説明しており、本件各商品と同種の商品を多数回の取引した経験を有する申立人は、十分に理解し、慎重に検討してから購入している。被申立人に申立人が主張するような事実はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年8月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人に対する勧誘について、説明義務違反等の法的責任までは認められないものの、申立人が被申立人において保有する金融商品のポートフォリオがすべて外国債券等になっていることは疑問が残る。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
23	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められ、為替リスク等を十分説明されないまま、新興国通貨建ての債券を購入し、損害を被った。本件債券の購入の際、当該新興国通貨の為替レートが下落していたことから、同担当者に今後の見通しを確認したところ、これ以上の下落は考えられない旨の説明があったため、購入した。被った損害約800万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件債券を申立人に勧誘した際、被申立人担当者は、本件債券の商品内容やリスク等を十分説明しており、申立人が理解したことを確認したうえで、販売している。申立人の投資経験、財産状況及び投資目的からみて、適合性にも問題はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約30万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が本件債券の購入に際し、被申立人担当者から当該新興国通貨の為替の見通しについて、これ以上下がることはない旨の説明を受けたと主張していることに關し、被申立人は否定しているものの、少なくとも申立人自身は、これ以上の下落は考えられないという認識をしていたと考える。また、申立人は、本件債券の商品性を十分に理解していなかったものとする。しかしながら、被申立人の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反といった法的責任までは認められない。以上のことから、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のため、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
24	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラ建て債券を勧められ購入し、損害を被った。申立人代表者が同担当者から本件債券の説明を受けた際、為替手数料の全額を法人取引の損金に算入できること、及び、トルコリラと米国ドルは連動しているので管理しやすいことを言われた。しかし、実際には損金に算入することはできず、トルコリラと米国ドルは連動していなかった。同担当者から誤った説明を受けていなければ購入しなかったため、被った損害約100万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人代表者から余裕資金の運用について投資相談を受けた際、被申立人担当者が、被申立人が取扱う複数の金融商品を紹介したところ、申立人が本件債券に興味を示したため、契約締結前交付書面等に沿って商品概要及び各種リスクを説明した。その際、為替手数料を損金に算入できるとも、トルコリラと米国ドルが連動しているので管理しやすいとも一切説明していない。本件債券は同代表者が自らの判断で購入したものである。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年8月、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員はあっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。
25	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、保有する債券を売却し、別の債券を買い付けるように勧められ、言われるままに取引し、多大な損害を被った。同担当者は利回りが好いことばかりを強調し、商品内容及びリスクを十分説明しなかった。被申立人の説明義務違反等を理由に、被った損害約3,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者が、申立人の保有する債券から本件債券への乗換えを提案したところ、申立人が興味を示したため、同担当者は本件債券に係る契約締結前交付書面等を交付して、商品内容及びリスク等の重要事項を十分説明している。申立人は理解のうえ、契約に至っている。被申立人に説明義務違反等はなく、請求には応じられない。	見込みなし	○2024年9月、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員はあっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。
26	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	普通社債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラ建ての債券の購入を懇願され、「トルコリラの為替は、これ以上、下がることはない」旨の説明を受けたため購入し、大きな損害を被った。被った損害約900万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人と取引を開始する以前から、申立人は、ネット証券会社を含む複数の証券会社と金融商品取引を行っており、トルコリラを含む新興国通貨関連商品の投資経験も有していた。このため、本件債券は申立人にとって理解が困難な商品ではない。申立人は被申立人担当者に懇願されて本件債券を購入した旨を主張しているが、事実と反している。本件損害賠償請求は、申立人の一連の取引のうち、大きな損失が発生したトルコリラ関連の取引のみを抜き出して、その損失を被申立人に転嫁しようとするものであり、申立人の主張は失当と言わざるを得ない。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年9月、申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員はあっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
27	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	50代後半	<申立人の主張> 申立人は、本件仕組債を購入できるような顧客属性を有していなかったにもかかわらず、被申立人担当者から本件仕組債を購入できるように虚偽申告するよう誘導され、購入し、損害を被った。購入後、損害を被ったことを同担当者等に抗議したところ、全力でサポートする旨の返答を受けたが、そのようなサポートは受けなかった。被った損害約350万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は長年に亘り他の金融商品取引業者で為替リスクを含む商品の取引を行っており、本件仕組債の商品性及びリスク等を十分理解できるだけの知識を有していた。被申立人担当者が、申立人の投資意向に沿って複数の商品を紹介したところ、申立人は自らの相場感に基づいて比較検討を行ったうえ、本件仕組債を購入した。被申立人に適合性原則違反及び説明義務違反はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約130万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者において、申立人の投資経験に係る確認が不十分であることが窺われる等、申立人の適合性について正確に把握していたとはいえなかったことから、本件仕組債を勧めたことや購入金額が申立人に適合していた商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
28	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関係する仕組債を勧められ購入し、損害を被った。申立人は同担当者にリスクの少ない商品であれば購入する旨を伝えていたため、勧められた商品は申立人の投資意向に沿った商品であると思っており、リスクの高い商品であることを理解しないまま購入していた。被った損害約400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人に本件仕組債を提案した際、商品概要説明書等を交付のうえ、丁寧かつ具体的に商品内容及びリスクを説明しており、他の金融商品取引業者とも一定の取引経験を有する申立人は自身の判断で購入している。同担当者の勧誘は、申立人の財産状況及び投資目的に照らして不適当であったとは認められない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約40万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が本件仕組債を購入した際の受領書及び確認書等の書類は確認できるが、申立人の投資意向及び投資経験に照らして、本件仕組債が適切な商品であったかどうか、また、被申立人担当者の説明により申立人が商品内容及びリスクを十分に理解していたかどうかは、当事者間に争いがあるところであり、判断としない部分がある。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
29	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人及び申立人の亡父に対し、安全な商品であることを強調して執拗に仕組債を勧めて購入させ、結果的に損害を被らせた。同担当者は本件仕組債の商品性等を簡単に説明したのみであり、リスク説明が不十分であった。被った損害約1,300万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人及び申立人の亡父に本件仕組債を提案した際、被申立人担当者は、リーフレット等に基づき商品内容及びリスク等を十分説明しており、申立人及び申立人の亡父が理解のうえで購入していることを確認している。同担当者が申立人及び申立人の亡父に対して執拗に本件仕組債を勧めた事実はなく、説明義務違反及び適合性原則違反等もないことから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約450万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は投資経験が少なかったこと、また、申立人の亡父は高齢であったうえに体調面の不安等により、判断力・理解力について懸念があったことを踏まえると、同担当者の本件仕組債に係る説明やリスク理解度の確認が十分であったとはいえないと考えられ、本件仕組債及び購入金額が申立人及び申立人の亡父に適合していたのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人及び申立人の亡父の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。 申立人の家族1名(50代後半女性)からの同一趣旨による損害賠償請求(請求額:約200万円)は、約80万円の支払いで和解した。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
30	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	80代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者に対し、元本割れしない商品を希望する旨を伝えていたところ、同担当者から仕組債を勧められ、リスク説明を受けないまま購入し、損害を被った。同担当者は、申立人の投資意向に反した金融商品を勧誘しており、申立人は、安全な商品と誤認して購入したものである。被った損害約4,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人に対して何度も仕組債を提案しているが、いずれの提案も、その都度、各種書面を交付し、仕組債の仕組みやリスク等を詳細かつ具体的に説明しており、申立人は関心を示したうえで意見を述べる等していた。申立人が仕組債を購入する際には、同担当者が申立人に確認書を交付して内容を説明し、不明な点がないことを確認している。また、検討した結果、購入に至らないこともあった。申立人は、投資経験、金融商品取引に関する知識及び資産を豊富に有していたことから、適合性の原則に反していない。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年8月、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続きを打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。
31	勧誘に関する紛争	適合性の原則	普通社債	男	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者は、金融商品取引の知識・経験の乏しい申立人及び高齢で認知機能が低下していた申立人の亡父母に対して、外国債券等を勧め、商品の仕組みやリスクを理解できるように説明を行わないまま取引させた結果、多大な損失を被らせた。よって、被申立人の適合性原則違反及び説明義務違反を理由に、発生した損害約8,000万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人及び申立人の亡父母は長年に亘り金融商品取引を行い豊富な投資経験を有しており、多額の余裕資金により積極的な値上り益を重視する投資方針であった。被申立人担当者は、申立人及び申立人の亡父母の投資方針に合致する商品を複数提案のうえ、各商品の基本的な仕組み及びリスク等を説明しており、豊富な投資経験を有する申立人及び申立人の亡父母からすれば理解できないようなものではなかった。申立人が主張する亡父母の認知機能の低下については、取引時にそのような状況は見られなかった。被申立人に適合性原則違反及び説明義務違反はなく、請求には応じられない。	和解成立	○2024年9月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約3,000万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人及び申立人の亡父母に対して勧めた本件商品のリスクについて、正確に理解できる程度に丁寧な説明を行っていたのかは疑念が残る。また、取引時、申立人の亡父母は80歳を超える高齢であり認知機能が低下していた心証があることから、投資することに係る判断力・理解力についても疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人及び申立人の亡父母の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが望ましい。
32	売買取引に関する紛争	その他	上場株式	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から株式を勧められ、購入した銘柄の株価が10%以上下落した場合、売却するので連絡してほしい旨を伝えていた。しかし、下落時に連絡がなかったため、売却機会を逸し、損害を被った。債務不履行により被った損害約3,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人と同担当者の間に、申立人が主張する約束は存在しない。同担当者の債務不履行が成立する余地はないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年7月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料及びあっせん期日での事情聴取の結果を踏まえると、株価が一定範囲を超える下落に至った場合、本件株式を全て売却する確定的な意思を申立人が有し、被申立人担当者に対して明確に伝えていた事実を認めることは困難であると考え。しかしながら、本件株式の下落の状況について、被申立人から申立人に対する情報提供の不足に関し、申立人が不満を抱いていることは理解できる点もあると考える。以上のことから、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが相当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
33	売買取引に関する紛争	無断売買	普通社債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラ建て債券を何度も勧められ、その都度、資金がないことを伝えて断っていたが、後日、同担当者が無断で購入していたことが判明した。無断で購入された同債券で損失を被っていることから、被申立人に対して被った損害約1,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が購入したトルコリラ建て債券は、被申立人が勧誘し、申立人の承諾を得て、購入手続きを行った。申立人の主張する無断売買は行っていない。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年8月、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続きを打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したものの、事実関係に係る双方の認識の隔たりは大きく、埋めることができない。